

さくら通信 8月号

2011年 8月 No.80

発行

〒770-0025 徳島市佐古五番町2番5号

さくら税理士法人

さくら社会保険労務士法人

労働保険事務組合 徳島県労務能率協会

徳島新聞社

本年6月から徳島新聞社の監事に就任することとなった。朝一番に徳新を見るのが口課の私にとって、断る理由の無いお誘いであった。よく「図らずも」という言葉が使われるが、本当に思い掛けない出来事であった。

公益法人改革においては、「情報開示の適正性の確保」が課題となっており、そのため監事には、「監査業務の実質化」が求められている。大きな貢献は出来そうに無いが、監事として果たすべき役割を誠実に果たそうと思っている。



(竹内)



研修会・懇親会へのご案内



1. 日時・場所

平成23年9月2日(金)

阿波観光ホテル 研修会 4階 ダイヤモンドパレス
懇親会 5階 クリスタルパレス



2. 研修会 (14:30 ~ 17:45)

① 知って得する社会保険の仕組み

(14:30 ~ 15:30)

講師 社会保険労務士・キャリアカウンセラー 貫場 恵子氏

② どうなる? 平成23年度税制改正の行方

(15:45 ~ 16:30)

講師 さくら税理士法人 公認会計士 渡邊 功

③ 寄り合い防災講座

—南海地震とは? 家庭・地域でできること— (16:45 ~ 17:45)

講師 徳島県危機管理部 南海地震防災課企画幹 出口 政治氏

3. 懇親会 (18:00 ~ 20:00)

アトラクション

吉本興業 若手芸人出演

・・・出演者は、当日のサプライズです・・・

正式な案内状を後日改めて郵送させていただきます。

8月16日(火)までにお返事くださいますようお願い申し上げます。

役職員一同、皆様のご参加を心よりお待ちしております。

会社の合併や分割③

今月は、企業の分離方法として、「会社分割」について解説します。

会社分割とは、会社の事業を複数の会社に分けることです。

会社分割には、事業を切り出して他の既存の会社に承継させる「吸収分割」と、同じように切り出した事業を新会社に承継させる「新設分割」とがあります。

さらに、分割元の会社は、分割事業の対価として、分割先の会社の株式を取得することになりますが、この株式を分割元の会社がそのまま保有する形態を分社型分割と呼び、そのまま保有せず、分割と同時に分割元の株主に現物配当する（分割元の株主が両方の会社の株主となり、兄弟会社ができる）形態を分割型分割と呼びます。

会社分割も合併と同じ組織再編の手法ですが、合併と異なり、一部の事業のみを切り出して他に引き継がせることができます。そのため、一つの会社の中に黒字事業と赤字事業がある場合、黒字事業のみを新会社に移転し、残った赤字事業会社を清算することで、企業再生を図るといった手法によく利用されます。

また、会社分割も税務上、税制適格分割と税制非適格分割とに区別されます。

親族や企業グループが株式のすべてを保有している等、一定の条件を満たしたものが税制適格分割と呼ばれ、分割元法人の資産・負債が簿価で移転するのに対し、税制非適格分割に該当する場合には、分割元法人の資産・負債が時価で移転する（含み損益が課税対象となる）ことになります。

ひとつの会社の中に複数の事業部門があるような場合、会社分割を利用して事業の整理を行い、より明確な事業別業績の把握を図ってみるのもいかがでしょうか？

(大寺)

社会保険・労働保険

<健康保険・厚生年金保険>

賞与支払届の提出を忘れずに！

賞与を支払った場合は、支払った日から5日以内に「被保険者賞与支払届」及び「被保険者賞与支払届総括表」を年金事務所に提出してください。
賞与の支払いがなかったときにも「被保険者賞与支払届総括表」の提出が必要です。

<安全衛生>



熱中症を防ぎましょう！
高温多湿な環境では、熱中症が多発します。
職場の熱中症予防に努めましょう。

- ① 作業場所の温度管理、休憩場所の整備等
- ② 作業状況に応じて作業時間の短縮・巡視等
- ③ こまめな水分、塩分の補給
- ④ 透湿性・通気性の良い服装の着用等
- ⑤ 体調管理の指導・徹底等



(徳永)

8月の税務

- | | |
|--|---|
| 1 個人事業税の納付(第1期分)
納期限…8月中において各都道府県の条例で定める日 | 6 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告
＜消費税・地方消費税＞ 申告期限…8月31日 |
| 2 個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第2期分)
納期限…8月中において市町村の条例で定める日 | 7 12月決算法人の中間申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞… 半期分
申告期限…8月31日 |
| 3 7月分の源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
納期限…8月10日 | 8 消費税の年税額が400万円超の3月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告＜消費税・地方消費税＞
申告期限…8月31日 |
| 4 6月決算法人の確定申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税＞
申告期限…8月31日 | 9 消費税の年税額が4800万円超の5月、6月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(4月決算法人は2ヵ月分)
＜消費税・地方消費税＞ 申告期限…8月31日 |
| 5 3月、6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞
申告期限…8月31日 | 10 個人事業者の23年分の消費税・地方消費税の中間申告
申告期限…8月31日 |

10日 一括有期事業開始届く概算保険料160万円未満:請負金額
19,000万円未満の工事>(労働基準監督署)
31日 健保・厚年の保険料納付(郵便局または銀行)

健保印紙受払等報告書・雇保印紙保険料納付(使用)状況報告書提出(年金事務所・公共職業安定所)
支給事由を同一にする被用者年金の受給権を有する基礎年金受給権者(誕生月を迎える者)現況届
旧国民年金(老齢・通老)受給権者(誕生月を迎える者)現況届

リスマネ委員会

個人年金保険とは・・・

個人年金保険とは保険会社が販売している金融商品です。内容は、保険会社に保険料として積み立てたり、まとまったお金を預けたりして、そのお金を年金の形式、すなわち、分割して毎年少しずつ受け取るものです。これからの時代において、自分の老後を安心して過ごすためには、公的年金だけに頼らず、若いうちから自助努力で準備を始めておくのが賢明と言えるのではないのでしょうか？

個人年金保険

- ・定額年金保険:契約時に将来の年金原資が確定
- ・変額年金保険:運用成果により受取年金額などが増減
- ・積立利率変動型年金保険:積立利率が定期的に市場金利を反映

個人年金保険のメリット

- ① 老後の生活費の準備ができる
- ② 死亡時には、遺族への相続も可能！
- ③ 個人年金保険料控除で所得税&住民税を軽減！
- ④ 投資信託のように途中で課税されることがない
- ⑤ 変額年金はファンドを自由に選択でき、分散投資もできる
- ⑥ 持病のある人でも加入できる可能性がある

個人年金保険のデメリット

- ① 変額年金の場合、受取れる年金額が予想にくい
- ② 契約管理や年金給付開始後の保険管理として費用が必要
- ③ 変額年金保険は保険会社の破綻などにより、損害を受けるリスクもある
- ④ 契約を結んで短期間で解約をすると「解約控除」として運用資産から一定の率を差し引かれる

(坂田)

医療係

出張旅費

・医学会等への出張旅費

医師または歯科医師としての業務の遂行上、直接必要と認められている費用です。

ただし、家族を同伴するような場合の観光費用や家族の旅費に相当する部分は、必要経費にはなりません。日程表などの関係書類を整理保存して、合理的に医学会の部分と観光家族旅行の部分とを区分しておく必要があります。

・役員への出張費用等

医療法人等においては、理事自らが出張する機会も多いと思われます。その1日当たりの出張旅費は、出張規程や旅費規程などが整備されていない場合、旅費・宿泊費・日当をひつくるめて一括で支給されるケースも多く、税務調査において、理事本人に対する賞与、報酬ではないかと指摘をされる場合もあります。

否認されないためには、事実関係を証明する書類やその金額の妥当性について立証する書類(学会パンフレット・旅行日程表等)を残しておく必要があります。

(田中)

建設係

建設業の許可②

前月号に続き、建設業の許可についての要件を説明していきます。

まず、建設業の種類とは??

2つの一式工事と26の専門工事に分類されており、

請け負おうとする業種に関しては許可を受けなければいけません。

建設工事の種類(28種類)は、以下の通りです。

土木一式工事	電気工事	板金工事	電気通信工事
建築一式工事	管工事	ガラス工事	造園工事
大工工事	タイル・レンガ・ブロック工事	塗装工事	さく井工事
左官工事	鋼構造物工事	防水工事	建具工事
とび・土工・コンクリート工事	鉄筋工事	内装仕上工事	水道施設工事
石工事	ほ装工事	機械器具設置工事	消防施設工事
屋根工事	しゅんせつ工事	熱絶縁工事	清掃施設工事

注)土木一式工事及び建築一式工事の2つに関しては、他の26の専門工事とは異なり、総合的な複数の専門工事で構成された建設工事等が該当します。そのため、建築一式工事のみの許可を受けている場合は住宅新築工事を請負うことはできますが、大工工事、管工事など専門工事を単独で請負う場合は、それぞれの許可が必要になります。

(待田)

資産税係

相続税・取引相場のない株式の試算について

- 平成23年分の路線価図・評価倍率表が国税庁より公表されました。
本年も昨年同様、全国的に下落基調にあるようです。
徳島県内の路線価平均額も下げ幅を拡大し、前年より7.2%下落となったようです。
- 平成23年分の類似業種比準価額計算上の業種目及び業種目別株価等のうち、4月分までが公表されました。
国税庁のホームページにて閲覧することが出来ます。
閲覧可能となる時期(例年)

1～2月分	→ 6月下旬	3～4月分	→ 7月上旬
5～6月分	→ 8月下旬	7～8月分	→ 10月下旬
9～10月分	→ 12月下旬	11～12月分	→ 1月下旬

最新の路線価と類似業種比準価額を用いて、相続税・取引相場のない株式の試算をされてみてはいかがでしょうか。

(久保協)

会計制度

国際会計基準導入延期

金融庁が、2015年にも全ての上場企業に強制適用するとしていた国際会計基準(IFRS)の導入を、延期する方向で検討に入ったことが明らかになりました。

東日本大震災で打撃を受けた産業界などから、移行期間が不十分だと抵抗感が強まったこと、さらに、IFRSの導入に慎重姿勢を示している米国など海外の動向を見極める必要があると判断した、というのがその理由。金融庁は企業会計審議会(金融庁長官の諮問機関)を開き、延期の具体策について議論を開始しています。

IFRSは純資産や負債の時価評価が重視されるため、長期的な設備投資計画などが立てにくいとして製造業を中心に、震災前から反発が出ていました。「単体は税法と密接な関係があり、国際基準にそぐわない」との指摘もあり、連結と単体を分離し、連結のみでIFRSの適用を先行させる案なども今後具体的に議論されるようです。

(渡邊)



阿波踊り特集②

今月も先月に引き続き、阿波踊り特集です。
どうぞご覧ください☆

(平野)



来年は当日券

私には今年で4歳になる息子がいます。私は息子が生まれてから毎年阿波踊りを見に駅前へ行くようになりました。それまでは、エアコンがかかった涼しい部屋で、スイカを食べながら、ケーブルテレビで阿波踊りを見る方が好きでした。理由は、人混みが苦手だからです。でも、今では間近で阿波踊りを見る方が好きになりました。

息子も見よう見真似で踊ってくれます。手は上に上げたまま動かさず、中腰になってリズムをとっています。踊りに飽きると、次は鳴り物を叩き始めます。とは言っても太鼓や鐘なんて家にはないので、お菓子の缶をおもちゃの木琴を叩く棒で叩いています。

先日も、阿波銀ホールで有名連の踊りを家族で見に行きました。前売りチケットを買って行ったので前の方のいい場所で見えると思って楽しみにしていました。ところが、いざ会場に入ってチケットに書かれている座席を探してみると、なんと一番後ろ(;・0・;)しかも当日券を持った人が前の方に座っていくのです。納得がいかないまま始まるのを待っていると大きなカメラを持ったおじさんが三脚を私たちの後ろの狭いスペースに立て始めました。そのおじさんは私たちにこう言いました。

「わしの座席は前の方なんやけど、後ろの方がええからごめんよ。」と。どうやらカメラを撮影する人にとっては後ろの方が撮影しやすいようで、前より後ろがいいみたいです。次に見に行く時は当日券を買おうと思います。(後藤)

ミーハーな私

今から2年前の夏に、友人に誘われて阿波踊りのカルチャースクールに参加しました。正直それまでは、阿波踊りを観るのも踊るのもまったく興味無く三十周年間を過ごしてきましたが、スクールが短期間であるのと、ダイエットができるかも…の友人の言葉に釣られて申込みしました。

ところがどっこい、やってみるとその楽しいこと! 基本中の基本から始めたのですが、それらがだんだん形になって行き、それらしい動きができるようになっていく課程がまた嬉しくて、自宅に帰っても、遠くから聞こえてくるぞめきの音に合わせて体を動かしていました。

本番は、スクールの講師をしていただいた娯茶平連の連長さんの計らいで、日清のどん衛連に入れてもらい、その年の招待芸能人とも一緒に踊ることができました。ああ、やっぱり私も阿波っ子なんやな…と実感した夏でした。(井村)



当事務所では、**8月12日(金)から15日(月)まで**
夏期休業とさせていただきます。
何かとご不便をおかけする事と存じますが、
何卒ご理解ご協力賜います様お願い申し上げます。

さくら通信をご覧になって、ご意見ご感想がございましたら、お電話・FAX・メール等でご連絡下さい。

さくら税理士法人

さくら社会保険労務士法人

労働保険事務組合 徳島県労務能率協会

〒770-0025 徳島市佐古五番町2番5号

ホームページアドレス : <http://www.skr39.co.jp/>

Eメールアドレス : kimutake@js4.so-net.ne.jp

TEL : 088-625-2556

FAX : 088-654-1181

当文書に掲載された記事の無断での使用・転載・引用などは一切禁止しております。内容には万全を期していますがその内容を保証するものではありません。万一、当文書の情報に基づいて損害を被った場合についても、一切責任を負いません。また特定の商品や奨励または中傷するものではありません。